

西田成希税理士事務所

〒659-0053

芦屋市松浜町 6-14-2

Tel : 090-7490-7396

Fax : 0797-78-6488



事務所だより1月号

あけましておめでとうございます

旧年中は大変お世話になり、ありがとうございました。

昨年は、新型コロナウイルスに加えてウクライナとロシアの戦争、円安、といろんなことに振り回されました。今年は卯年、ウサギのようにピョンと跳び越えたいです。

さて、その卯年、過去にどんな出来事があったのか12年前の卯年を調べてみました。12年前は、2011年です。そう、東日本大震災のあった年です。その後、福島第1原発で大事故が起きました。

円相場も今と大違いです。昨年は一時1ドル=150円まで円安になりましたが、2011年は何と1ドル=75円32銭の超円高になりました。スーパーなどでは円高還元セールが行われていました。2011年に比べると、昨年は円の価値が半分でした。2011年は他の出来事も震災がらみの記事が多くて良い出来事はあまりありませんでした。

何か良い出来事はないかと思って、24年前1999年を調べてみると、『核燃料加工会社で国内初の臨界事故』とあるではないですか、12年サイクルで核の事故。核の事故で思い出されるロシアのチェルノブイリ原発事故は1986年です。37年前です。12年サイクルからは外れていますが、ちょっと気持ち悪いですね。現在、ウクライナとロシアで戦争状態が続いています。ロシアは核兵器を使うことを示唆しています。この12年サイクルだけは絶対に繰り返して欲しくないですし、繰り返さないように努力が必要かと思えます。

新年なのに残念ながら、あまり良い出来事を見つけられませんでした。今年は、本当に良い卯年になるように祈ります。

では、事務所だより1月号をお送りします。今年も引き続きよろしくお願いたします。



☆ お知らせ (2023年1月の税務)

期限	項目
1月10日	▶ 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)
1月31日	▶ 支払調書の提出
	▶ 固定資産税の償却資産に関する申告
	▶ 11月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
	▶ 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 5月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)
	▶ 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2ヶ月分) ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 給与支払報告書の提出
	▶ 給与所得者の扶養控除等申告書の提出(本年最初の給与支払日の前日)
	▶ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第4期分)(1月中において市町村の条例で定める日)

☆ 日本版インボイス制度～3万円以下基準続き～

先月号で適格請求書の保存が不要な3万円基準の内容を記載しました。そのうち公共交通機関を利用して出張した場合について補足しておきます。

例えば、従業員の出張に際して次のケースを考えます。

- ① 新幹線の切符25,000円と宿泊代15,000円を会社が事前に手配
→ 新幹線の切符は金額が3万円未満なので帳簿のみの保存でオーケー。それに対し、宿泊代は公共交通機関ではないので、適格請求書の保存が必要、となります。
- ② 新幹線の切符32,000円と宿泊代10,000円を従業員が負担し、出張後に会社と精算
→ いずれも会社と従業員の間で決済しますので、新幹線代が3万円以上であっても、また宿泊代であっても適格請求書の保存は必要なく、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

☆ 日本版インボイス制度～令和5年度税制改正大綱～

昨年の4月から消費税の日本版インボイス制度について記載しています。本当に細かいことが多くてややこしいです。うんざりしていますが、昨年12月16日に令和5年度税制改正大綱が発表され「負担軽減措置」なるものができることが分かりました。次のような内容です。

- (1) 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（以下「2割特例」という。）
- (2) 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（以下「少額特例」という。）
- (3) 少額な返還インボイスの交付義務免除
- (4) 登録制度の見直しと手続の柔軟化

今回は、(1)について紹介します。

これは、免税事業者であった者がインボイス発行事業者として課税事業者になる場合の税負担・事務負担の軽減を図るために、インボイス制度への移行から3年間、その事業者の納税額を売上税額の2割とすることができる激変緩和措置と言えます。

① 適用対象期間

適用対象期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間です。そのため、免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日に登録した場合には、令和5年分（10～12月分のみ）の申告から令和8年分の申告までの計4回の申告が適用対象期間となります。また、免税事業者である3月決算法人が令和5年10月1日に登録した場合には、令和6年3月決算分（10月～翌3月分のみ）から令和9年3月決算分までの申告が適用対象期間となります。

② 適用対象者

適用対象者は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった下記の者となります。

- ・免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受け、登録日から課税事業者となる者
- ・課税事業者選択届出書を提出し、登録を受けてインボイス発行事業者となる者（⑤「課税事業者選択届出書を提出して登録を受ける場合の留意点」にもご注意ください。）

したがって、インボイス発行事業者の登録を受けていない場合には、本特例の対象とはなりません。また、基準期間における課税売上高が1千万円を超える場合（注）や、資本金1千万円以上の新設法人である場合などや、そもそもインボイス制度と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合にも対象から除かれます。

（注）免税事業者であった個人事業者が令和5年10月に登録を受けた場合（基準期間の課税売上高のみ考慮）の適用関係を示すと次の通り

年分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
課税売上高	800万円	1200万円	1100万円	900万円	800万円	1100万円
適用の可否	—	—	適用可	適用不可	適用不可	適用可

③ 納税額の計算方法

この特例は、売上税額の2割を納税額とすることで税負担の軽減を図るものです。具体的には、簡易課税制度における計算と同様、

$$\text{売上税額} - \text{売上税額} \times 80\% = \text{納税額} \quad (= \text{売上税額の2割})$$

と計算します。そのため、申告書の作成手順はこれまでと大きく変わりません。なお、簡易課税制度と異なり、一律に80%の税額控除を行いますから、簡易課税制度で求められる各業種に応じた売上・収入の区分が不要となり、適用税率ごとの売上税額を把握するだけで申告書の作成が可能となります。これにより、更なる事務負担の軽減が図られることとなります。

④ 課税期間の特例の適用を受ける場合の適用除外

消費税法における課税期間は、個人事業者については暦年、法人については事業年度であり、原則として1年単位となりますが、一定の届出を行うことにより、課税期間を3か月又は1か月に短縮することができます（課税期間の特例）。今回の特例は、事務負担の軽減の観点も踏まえて措置されるもので、こうした課税期間の特例を適用する一定の事務処理能力を有する者については、本特例の対象から除かれることとなります。

⑤ 課税事業者選択届出書を提出して登録を受ける場合の留意点

「課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合」、本特例の適用が認められますが、令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書を提出していることにより、引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については、本特例の適用を受けられないこととなります。

（例）免税事業者である個人事業者が、令和4年12月に課税事業者選択届出書と登録申請書を提出し、令和5年1～12月の課税期間について納税義務が生じる場合における当該課税期間については、本特例が適用できない。

この留意点は、インボイス制度の開始前の期間も含めて特例を適用できる、あるいは一つの課税期間が10月1日を境に分割され、同日以後のみ特例を適用できるということになると、本特例の趣旨・目的に沿わなかったり、制度が複雑化することとなるためです。その上で、本特例の内容を予見できず、事前に課税事業者選択届出書を提出して令和5年10月1日の属する課税期間から課税事業者となり登録を受けようとする者の救済を図るため、こうした者がこの課税期間中（上記例では、法案の施行予定日である同年4月1日から12月31日まで）に、課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、当該課税期間からその課税事業者選択届出書の効力を失効できる措置が講じられます。

この措置を使えば、上記例の場合には、令和5年1月～9月分の納税義務が改めて免除され、インボイス発行事業者として登録した日から12月31日までの期間について納税義務が生じ、納税額を2割とするこの特例を適用することが可能となります。

あと2項目（申告書への記載事項、簡易課税制度の選択の特例）ありますが、続きは翌月へ。